

令和 3 年 3 月 2 5 日
 日本ユネスコ国内委員会科学小委員会
 人間と生物圏 (MAB) 計画分科会

我が国のユネスコエコパークの更なる推進に向けて
 —生態系の保全・持続可能な利活用を推進するモデル地域の発展—

はじめに

ユネスコ「人間と生物圏(MAB: Man and the Biosphere; 以下、MAB という)計画」では、現在、2015 年からの 10 年戦略として「MAB 戦略」とその行動指針である「リマ行動計画(2016～2025 年)」を掲げ、生態系の保全と持続可能な天然資源の利活用の取組を推進している。

我が国の生物圏保存地域(BR: Biosphere Reserves; 以下、ユネスコエコパークという)は、1980 年に国内初のユネスコエコパークが登録して以降、2010 年代に登録数を伸ばし、2019 年 6 月、「甲武信」の世界ユネスコエコパークネットワークへの加盟が決定したことにより、10 地域となった。2015 年には、登録地域単位での会員で構成される「日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)」が誕生し、ユネスコエコパークの基本的な活動であるネットワークを通じたユネスコエコパーク相互の学び合いによる取組が活発化しようとしている。

本分科会では、本年事業開始から 50 周年を迎えたユネスコ MAB 計画や世界のユネスコエコパークの昨今の動向を踏まえつつ、現在の「リマ行動計画」に従って状況を確認しながら、改ためて我が国のユネスコエコパークの意義と価値について点検し、その上で我が国のユネスコ活動の一環としてのユネスコエコパークの今後の展望について意見交換を行ってきた。

これまでの意見交換の内容を基本に、近年の MAB 計画の状況とともに、10 地域となった国内のユネスコエコパークの更なる推進と新たなモデルの推進可能性に関する提言を本資料のとおりとりまとめ、国内の各ユネスコエコパークの関係者をはじめ、本分科会、ユネスコエコパークを支援する関係者が本文書を参照しつつ取組を強化し、さらに多くの関係者がユネスコエコパークの活動推進に加わることを祈念する。

1. 近年のユネスコ MAB 計画の推進状況

—ユネスコエコパークの取組に関する重要な観点—

- ・ユネスコでは、「セベリア戦略」等の戦略策定に見られるように、生態系を維持しながら、「経済と社会の発展」の機能を重点化する方向に進んでいる。このことにより、「人間と生物圏」計画の実践の場としてのユネスコエコパークは、従来の「保護地域」ではなく、人間と自然との共生モデルを提示する「特別地域」へと、その性格を変えている。
- ・このような新たな方向性の下、現在、ユネスコにおいて特に推進されている事項を以下のとおりまとめる。

(1)ユネスコエコパークの質の強化

- 簡素なレビュー／モニタリングのメカニズムづくり【リマ行動計画A1、2、E3】

- ・各ユネスコエコパークでの自己点検の機能
- ・国・地域レベルでの負担のないレビュー・モニタリング手法の開発

○地域等のネットワークの強化による質の向上【リマ行動計画C8】

- ・ネットワークでの戦略やノウハウ等の共有により、相乗効果をはかることで個別のユネスコエコパークの質を管理

(2)オープンかつ参加型の活動の促進

○ボトムアップでの活動推進【リマ行動計画A2】

- ・市民参加型の意思決定・活動の促進

○MAB ユースのエンパワーメントの推奨【リマ行動計画A2】

- ・ユースフォーラムの活性化
- ・ユネスコエコパークの管理運営へのユースの参画

○官民連携の重視【リマ行動計画C6、7】

(3)ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

○SDGs、生物多様性条約、パリ協定等に関する取組の実践地域・観察拠点等としての貢献【リマ行動計画A1】

- ・「SDGsに貢献する実践・学び合いの場」／「生物多様性モニタリング地域・生態系サービスの実践モデル地域」、「気候変動の観察拠点」としての推進

○コミュニケーション戦略の推進【リマ行動計画A2、C】

- ・1分間ビデオの作成推進(ユネスコエコパークのインパクトをいかにして伝えるか)

2. 日本のユネスコエコパークの取組状況

日本ユネスコ国内委員会科学小委員会 MAB 計画分科会では、国内ユネスコエコパークの取組状況を把握することを目的として、国内ユネスコエコパークにおけるリマ行動計画への対応状況を調査するとともに、日本全体の傾向を得るため、対応状況を把握して、MAB 計画分科会において国内活動の現状分析を実施した。

以下に、第 1 章で述べた3つの国際動向((1)ユネスコエコパークの質の強化、(2)オープンかつ参加型の活動の促進、(3)ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信)ごとに、これまでに実施した調査・報告から得られた国内ユネスコエコパークの特徴・強みを記すとともに、今後更に注力を置いて推進すべき観点を提案する。なお、この3つの国際動向は、関連性やつながりがあり、相互に作用するものである。

(1)ユネスコエコパークの質の強化

<特徴・強み>

○ユネスコエコパークによる自発的なネットワーク形成【リマ行動計画B】

- ◇ 日本では、2016 年に国内ユネスコエコパークで構成される「日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)」が登録地域の総意として設立され、毎年、会員が顔を合わせる連携組織として自立的に運営されている。2017 年には、イオン環境財団と 5 年間の連携協定を締結し、民間企業との協力によるユネスコエコパークの活動の普及に取り組んでいる。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○質のモニタリング機能の整備【リマ行動計画A6】

- ◇ MAB 計画国際計画調整理事会において、10 年に一度の定期報告に加えて、より短いスパンで簡素なレビューを行うことが提案されるなど、ユネスコエコパークの質の維持・強化に向けた取組が必要とされている。これらに対応するため、短いスパンで定期的に保全と利活用(収入を生み出す活動を含む)に関する状況を把握できるようにするための自己点検・モニタリング体制を整備する必要がある。このようなモニタリングを継続し、10 年に一度の定期報告の際に、これまでの取組の蓄積によるインパクトの分析を可能にすることが重要である。
- ◇ 生態系モニタリングに関する学術研究の推進と情報集約を充実する。学術研究から得られた知見などに関する文書やデータの蓄積を進め、自己点検・モニタリングに役立てる。

○専任コーディネーターの配置

- ◇ 国内ユネスコエコパークを管理運営する自治体の多くの職員は、他の業務とユネスコエコパークの推進を兼務している状況にある。また自治体内での人事異動により、数年ごとに担当者が交代することが慣例化しており、事業の継続性の担保が困難となっている。継続性をもったユネスコエコパークの自然保護・活用や ESD の深化など中長期的な課題への取組や、幅広いステークホルダーを巻き込んだ事業展開に

取り組んでいく上で、各ユネスコエコパークにおいて、専任コーディネーター配置を検討することが望まれる。ユネスコエコパークの価値について普及するキーパーソンが不可欠である。

○国内外のネットワークを活用した質の向上【リマ行動計画B、E】

- ◇ MAB 計画の基本はネットワーク活動である。ユネスコエコパークの登録は、生物圏保存地域世界ネットワーク(World Network of Biosphere Reserves(WNBR))に加盟することを意味し、加盟後は、他のユネスコエコパークとの優良事例や課題の共有を通じて、互いに学び合い活動を充実させることが期待されている。我が国は自発的に設立された国内ネットワークを持ち、国内ユネスコエコパーク間の情報共有に一定の機能を果たしているが、今後は、共通の課題について充分議論する時間をとるなど、更に JBRN における学び合いを充実させ、各地元での取組に反映させていくことが課題と言える。
- ◇ また、近年、EABRN(東アジア生物圏保存地域ネットワーク)や SeaBRnet(東南アジア生物圏保存地域ネットワーク)といった海外ネットワーク会合への国内ユネスコエコパークからの実務者の参加が継続して得られているところである。世界ネットワークへの参画を通じて、国内取組等について積極的に発信し、世界の優良事例や教訓から学びを得て、更なる質の向上を図るためにも、今後も積極的に参加することが望まれる。

○生態系サービスの理解と生態系サービスへの支払い(PES)の普及【リマ行動計画A7】

- ◇ 地元自治体の総合戦略や基本計画等において生態系サービスについて明記している例は少数である一方、エコツアーガイド認定制度や地域の生物文化に関する産品を伝承産品としてブランド化する取組などの生態系サービスの一環と言える取組や、農産品へのユネスコエコパークロゴの使用など萌芽的な取組も進められている。今後も、ユネスコエコパークとして、「生態系サービスへの支払い(PES)」の考え方を関係者間で普及し、取組を進めていくことが望まれる。

(2)オープンかつ参加型の活動の促進

<特徴・強み>

○ガバナンス、オープンかつ参加型の取組【リマ行動計画A2】

- ◇ 日本の特徴として、基礎自治体を中心となってユネスコエコパークを管理しているという点が挙げられる。自治体を中心であることにより、自治体予算の一定額を毎年確保できるほか、国の補助金・交付金の獲得が可能であり、NPO やチャリティ団体が管理者となっている他国の例と比して、財政基盤が安定していると言える。また、自治体主催の住民向け公開講座の開催や町報等を通じた全戸配布の出版物等の活用によるユネスコエコパークの活動への参画促進・情報提供が可能であるなど、住民へのアクセスが容易であることが利点として挙げられる。

○ユネスコエコパーク管理の持続性【リマ行動計画A5】

- ◇ 参加型枠組みとして、全てのユネスコエコパークにおいて協議会、委員会、部会、会

議などにおいて民間や学術関係者などの多様な主体が参加しているほか、国の地方事務所の職員との連携も行われている。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○ユネスコエコパーク活動への参加者の取り込みのための工夫【リマ行動計画A2、4】

- ◇ 自治体予算の安定的な獲得という利点がある一方で、ユネスコエコパークとしてのブランドを活用した収益事業はほとんど行われていない。また、財政状況の厳しい中、更なる活動資金を得るために、民間からの助成や寄付金の獲得など、財源の多様化を図る必要性がある。ユネスコエコパークに求められる経済活動の促進という観点から、民間部門と共働した事業の展開や収益事業の開発が望まれる。
- ◇ 基礎自治体中心の運営により住民等へのアクセスが容易であるという利点を生かし、地元 NPO 等との連携促進や、ユネスコエコパークの管理運営の次世代を担う若手(ユース)の参画を推進することが望まれる。大学等の教育機関と連携し、ユネスコエコパークにおけるフィールド学習の更なる推進などが一案として挙げられる。
- ◇ ユネスコエコパークの活動に関心をもって新たな参画者を増やしていくためには、その前提となる情報を定期的に更新し情報価値を高めていくことが重要である。ユネスコエコパークの状況や意思決定に関する文書やデータについて、定期的に情報を発信できるようにすることが望ましい。

(3)ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

<特徴・強み>

○ESD を中核とした教育活動との連携【リマ行動計画A2】

- ◇ 日本ではほぼ全てのユネスコエコパークがユネスコスクールと連携しているほか、大学や研究機関との協力関係を構築している事例が多数ある。
- ◇ 特にユネスコスクールでは、日本が主導した理念である ESD(持続可能な開発のための教育)を中核とした活動が進められており、生態系の保全と持続可能な発展を両立することを目的とするユネスコエコパークとの活動内容の親和性が高い。ESD によるユネスコエコパークの「担い手」づくりは日本の強みと言える。

<更に注力を置いて推進すべき観点>

○ユネスコエコパークの更なる普及

- ◇ 各ユネスコエコパークにおいて広報活動が行われているものの、ユネスコエコパークの理念と具体的な活動の浸透には更なる取組を要する。ユネスコエコパークの理念や活動を端的に普及するためにも、ユネスコ MAB 事務局によるコミュニケーションツールを活用していくことが望まれる。また、各ユネスコエコパークにおいて普及広報に関する戦略(コミュニケーション戦略)の整備を検討することが望まれる。

○自治体の総合戦略等との連動【リマ行動計画A3】

- ◇ 現在、4つのユネスコエコパークにおいて、自治体の総合戦略や基本計画等でユネスコエコパークに言及している。総合戦略、計画、条例等にユネスコエコパークを積

極的に組み込むことは、ユネスコエコパークの理念及び当該地域におけるユネスコエコパークの価値に対する理解を促進させることにも繋がるため、総合戦略等との連動は重要と言える。

- ◇ また、このことにより、行政部局内でのユネスコエコパークの認知度を高め、各地域行政における、ユネスコエコパークの活動に資する様々な取組との連携を更に推進し、ユネスコエコパークの円滑な推進や「ユネスコエコパーク」としてのブランド力の強化が期待できる。

3. MAB 計画分科会による推進の方向性

—日本全体の観点による推進

第2章で述べた国内ユネスコエコパークが今後更に注力を置いて推進すべき観点に取り組むにあたり、MAB 計画分科会としての支援の方向性を以下に記す。

(1) ユネスコエコパークの質の強化の支援

- ・実務担当者を対象としたワークショップの開催

国内ユネスコエコパークの学び合いの機会を増やすため、ユネスコエコパーク実務担当者を対象としたワークショップ等の機会を提供する。その際、国際的議論の動向や海外の優良事例)を共有するとともに、10年に一度の定期報告に向けた対応を整理するなど、国内ユネスコエコパーク横断的に有用な内容とすることが望ましい。

- ・我が国の多様な地形・自然環境を活かしたユネスコエコパークのネットワークの強化

多様な自然環境及びその自然資源の持続的な利用に関する知見を深め、管理の質を向上させるため、現状で山間部を中心としたエリアに集中しているユネスコエコパークのネットワークを多様化させるための方策を検討する。

(2) オープンかつ参加型の活動の促進

- ・多様なステークホルダーとの意見交換の促進

ユネスコエコパークの3つの機能(生態系保全、学術研究、経済活動)を効果的に推進するため、これらの活動に資すると思われる取組について、分科会等の場を通じて事例を聴取する。また、意見交換の場において、分科会委員のみならず、ユネスコエコパーク実務担当者やテーマに応じた有識者、生産者や流通加工関係者、自然保護団体や地域づくり団体、消費者グループ、学生団体など、ユネスコエコパークにおける持続可能な開発に関与する多様なステークホルダーを招へいし、意見交換の活性化を図る。

(3) ユネスコエコパークの意義・価値の更なる発信

- ・先導モデルとしての具体的な取組にかかる情報発信の機会を推進

ユネスコエコパークが自然と人間の共生という、持続可能な開発目標(SDGs)を具現化する取組であり、気候変動等の地球規模課題に直面する現代において意義のある事業であることを、ユネスコエコパークで実施されている具体的な取組を提示しながら一般に広く周知する。

- ・世界自然遺産、ユネスコ世界ジオパーク、世界農業遺産等の他の登録事業に関する知見の活用

MAB 計画分科会委員の持つ他の国際的な登録事業に関する知見を有効活用し、国内のユネスコエコパーク推進に効果的に生かす。

＜用語について＞

ESD: Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

ESD は、環境・貧困・人権・平和・開発といったさまざまな地球規模の課題がある現在において、『これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動』

【日本ユネスコ国内委員会 2013】

順応的管理

不確実性を伴う対象を取り扱うための考え方・システムで、特に野生生物や生態系の保護管理に用いられる。例えば、野生生物保護管理の対象は、(1)基本的な情報が得られない不確実な系であり、(2)絶えず変動し得る非定常系であり、(3)境界がはっきりしない解放系である。そのため、当初の予測がはずれる事態が起こりうることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に併せて対応を変えるフィードバック管理(順応性)が必須となる。また、施策は多くの場合リスクを伴うので、その説明責任を果たす義務も必要となる。順応性と説明責任を備えた管理を順応的管理と言うが、その実施に当たっては合意形成の努力も必要となる。

【参考:生態系管理および環境影響評価に関する保全生態学からの提言(案)(鷲谷いづみ・松田裕之)1998、環境生態学序説(松田裕之)2000、一般財団法人環境イノベーション情報機構HP環境用語集】

生態系サービスと生態系サービスへの支払い(PES)

普段の生活の中で気づかないうちに、自然から非常に多くの恵みを受けている。例えば、お米はそれ自体が食料という自然の恵みであるが、お米を作る田んぼも、大雨時の洪水を防ぐ水がめとしての役割や、気温を下げる機能、あるいはメダカやタガメなど様々な生きものに生息の場を提供し、さらには田んぼのある景色が私たちの目を楽しませてくれる。このような自然の恵みを指させてくれる自然の働きのことを「生態系サービス」という。

(ミレニアム生態系評価では「生態系サービス」を次のように分類)

- ① 自然は、私たちに食べ物や水、木材、繊維、燃料、薬品、工芸品の材料などの恵みを与えてくれる(供給サービス)
- ② 自然は、私たちの生活の外側で水を蓄えて浄化したり、温度を下げたり、洪水を防いだり、廃棄物を分解したりしてくれる(調整サービス)
- ③ 私たちは自然の中に入ってレクリエーションを楽しむことができる。また、自然は私たちの目を楽しませてくれたり、信仰の対象、教育の場になったりすることもある(文化的サービス)
- ④ ①～③のサービスを支えるために、光合成によって酸素をつくったり、水を巡回させたりしてくれる。また、森で降った雨を葉や土壌に一度蓄えてから、鉄分などのミネラルをたっぷり含んだ水にして川から海に流す、栄養塩を循環させる働きも持っている(基盤サービス)

PESの例としては、ガソリン税等を森林保全の財源とする制度や、良質の水を必要とする企業がその水源の保全に協力する畜産農家に対し費用を支払う仕組みなどがある。

2016年に公表された生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JBO2）では、日本の生物多様性及び生態系サービスの価値や現状等を国民に分かりやすく伝え、生物多様性保全に係る各主体の取組を促進するとともに、政策決定を支える客観的情報を整理することを目的として、「生物多様性の損失の要因」、「生物多様性の損失への対策」、「生物多様性の損失の状態」、「人間の福利と生態系サービスの変化」を対象として扱い、そのうち、損失の要因と損失への対策は「生物多様性の危機」別に、損失の状態は生態系別に、生態系サービスについては、それが貢献する人間の福利毎に評価が行われている。

主な結論（生物多様性と生態系サービスの総合評価の主要な9つの結論）

- 1.生物多様性の概況については、前回評価時点である2010年から大きな変化はなく、依然として長期的には生物多様性の状態は悪化している傾向にある。その主要因についても、前回と変わらず、「第1の危機（開発・改変、直接的利用、水質汚濁）」、「第2の危機（里地里山等の利用・管理の縮小）」、「第3の危機（外来種、化学物質）」及び「第4の危機（地球規模で生じる気候変動）」が挙げられる。
- 2.2010年に比べ情報が揃いつつあることから、第4の危機のうち、「気候変動による生物の分布の変化や生態系への影響」が起きている確度は高いと評価を改めた。今後も気候変動が拡大すると予測されており、現在、なお影響が進む傾向にあると考えられる。
- 3.私たちの生活や文化は、生物多様性がもたらす生態系サービスによって支えられている。しかし、この国内における生態系サービスの多くは過去と比較して減少又は横ばいで推移している。
- 4.国内における供給サービスの多くは過去と比較して減少しており、とりわけ、農産物や水産物、木材等の中には過去と比較して大きく減少しているものもある。林業で生産される樹種の多様性も低下しており、供給サービスの質も変化してきた。
- 5.供給サービスの減少には、供給側と需要側の双方の要因が考えられ、前者としては過剰利用（オーバーユース）や生息地の破壊等による資源状態の劣化等が、後者としては食生活の変化や食料・資源の海外からの輸入の増加等による資源の過剰利用（アンダーユース）が挙げられる。
- 6.アンダーユースの背景には、食料・資源の海外依存の程度が国際的に見ても高いことがある。こうした海外依存は、海外の生物多様性に対して影響を与えるだけでなく、輸送に伴う二酸化炭素の排出量を増加させているおそれがある。また、国内での食料・資源の生産減少に伴い、耕作放棄地等が増加している。経済構造の変化に伴う地方から都市への人口移動により、農林水産業の従事者は減少し、自然から恵みを引き出すための知識及び技術も失われるおそれがある。
- 7.人工林の手入れ不足等の増加により、土壌流出防止機能を含む調整サービスが十分に発揮されない場合がある。また、里地里山での人間活動の衰退により、野生動物との軋轢が生じ、クマ類による負傷等のディスプレイサービスが増加している。
- 8.全国的に地域間の食の多様性は低下する方向に進んでいる。また、モザイク的な景観の多様度も低下している。このため、自然に根ざした地域毎の彩り、即ち文化的サービスも失われつつあることが示唆される。
- 9.自然とのふれあいは健康の維持増進に有用であり、精神的・身体的に正の影響を与える。このような効果は森林浴からも得られるとされ、近年では森林セラピーの取組も進められている。都市化の進展により、子供の遊び等の日常的な自然との触れあいが減少している一方で、現在でも多くの人々が自然に対する関心を抱いており、近年ではエコツーリズム等、新たな形で自然や農山村との繋がりを取り戻す動きが増えている。【環境省ホームページより】